

産業・理科教育施設設備整備費補助金交付要綱

昭和 58 年 1 月 24 日

57 総学一第 486 号

総務局長決定

第1 通則

この要綱は、東京都私立学校教育助成条例（昭和 53 年東京都条例第 10 号。以下「条例」という。）に基づき実施する産業・理科教育施設設備整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

第2 補助の目的

この補助金は、産業教育施設設備整備事業又は理科教育設備整備等の事業を行う場合において、その経費の一部を補助することにより、高等学校等の産業教育及び理科教育の振興を図ることを目的とする。

第3 補助対象者

- 1 この補助の対象者は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条の規定により、東京都内に所在する私立の高等学校、中学校、小学校及び特別支援学校を設置する学校法人（以下「学校設置者」という。）とする。
- 2 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。
 - (1) 暴力団（暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 法人その他の団体の代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

第4 補助対象経費

この補助の対象となる経費は、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費とする。

- (1) 産業教育施設設備整備費
産業教育振興法（昭和 26 年法律第 228 号）に基づく国庫補助の対象となった施設又は設備に要した経費
- (2) 理科教育設備整備費
理科教育振興法（昭和 28 年法律第 186 号）に基づく国庫補助の対象となった設備等に要した経費

第5 補助金の額の算定

補助金の額の算定方法は、次の各号に掲げる経費について、それぞれ当該各号に定める額以内の額とし、予算の範囲内で補助する。

- (1) 産業教育施設設備整備費
第 4 の(1)の規定による国庫補助の対象となった施設又は設備に要した経費に対する国庫補助金交付決定額（共同製作材料費を除く。）と同額
- (2) 理科教育設備整備費
第 4 の(2)の規定による国庫補助の対象となった設備等に要した経費に対する国庫補助金交付決定額の 2 分の 1 の額

第6 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする学校法人は、交付申請書（別記第 1 号様式）及びその他必要とする書類（以下「交付申請書等」という。）を知事に提出しなければならない。

第7 補助金の交付決定及び通知

- 1 知事は、第 6 の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る補助事業の目的及び内容が適正であり、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行うとともに、当該学

校設置者（以下「補助事業者」という。）に対してその結果を通知するものとする。

- 2 知事が認めた場合には、補助を受けようとする者が、第3 2に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

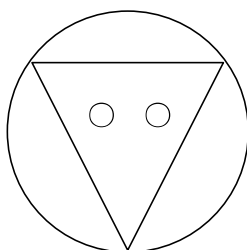
第8 申請の撤回

知事は、補助金の交付の決定通知に際して、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に異議があるときは、通知受領の日から14日以内に申請の撤回をすることができる旨を補助事業者に対して通知するものとする。

第9 交付の条件

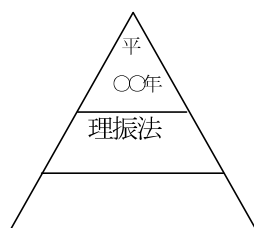
知事は、補助金の交付の決定に当たっては、補助金交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、補助事業に要する経費に使用するものとし、この目的以外に使用し、又は交付決定の内容に定められた執行方法に反して使用してはならない。
- (2) この補助事業は、補助金交付年度の4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならない。この期間中に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により知事に報告しその処理について指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業者が次の事項の一に該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (4) 知事が職員をして、この補助事業についての関係書類及び物件を調査させた場合、又は補助事業の遂行状況その他必要な事項について報告を命じた場合は、補助事業者は、これに応じなければならない。
- (5) 知事は、(4)による調査又は報告により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命ずるものとする。
- (6) 補助事業者が(5)の命令に違反したときは、知事は、この補助事業の遂行について一時停止を命ずることがあり、この場合においては、補助事業者は、指定する期日までに交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を採らなければならない。
- (7) 補助事業者は、第6又は第10の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならない。
- (8) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産には次の標示を付すること。
 - ア 産業教育施設設備整備事業



〇〇の位置に交付年度を記入する

イ 理科教育設備整備事業



〇〇の位置に交付年度を記入する

第10 実績報告

補助事業者は、この補助金に係る事業が完了したときは、実績報告書を知事に提出しなければならない。なお、実績報告書は第5の(1)及び(2)に規定する国庫補助金の実績報告書をもって、これに代えるものとする。

第11 補助金の額の確定

知事は、第10の規定による実績報告書が提出された場合において、当該報告書の内容の審査及び必要に応じて行う調査により補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

第12 是正のための措置

知事は、第11の規定による審査又は調査により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に定める事項に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を命ずることができる。

第13 決定の取消し

1 知事は、この補助金の交付の決定を受けた補助事業者が、次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合
- (4) 条例第6条第1項の各号の一に該当する場合
- (5) 本要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
- (6) 第6又は第10の規定により提出した書類に、不実の記載があった場合
- (7) 補助事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至った場合
- (8) 第9(7)に規定する報告を受けた場合
- (9) その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じた場合

2 前項の規定は、第11の規定による補助金の額の確定があった後においても適用することができるものとする。

第14 補助金の返還

1 知事が、第13の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者は、知事が指定する期日までに、当該取消額を返還しなければならない。

2 知事が、第11の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者は、知事が指定する期日までに、当該超過額を返還しなければならない。

第15 違約加算金及び延滞金

1 知事が、第13 1(1)から(7)までの規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額の控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 知事が、補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第16 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、補助事業者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、当該未納の補助金等の額の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

第17 関係書類等の整備

補助事業者は、この補助事業を明確にするため関係書類等を整備し、補助金交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

第18 財産の管理・処分の制限

- 1 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を、当該補助事業者の定める管理規程に基づき、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産（一個又は一組の取得価格が50万円以上の財産とする。）を、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、取得日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）により定められた年数を経過した財産は除く。

第19 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、条例、東京都私立学校教育助成条例施行規則（昭和53年東京都規則第82号）及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は昭和57年度の補助金から適用する。

附 則（23生私振第1735号）

この要綱は平成23年度の補助金から適用する。ただし、改正後の要綱第3の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（25生私振第1381号）

この要綱は平成25年度の補助金から適用する。